

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 1 号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
要 旨	<p>アベノミクスによる異次元の金融緩和によって、大企業の内部留保はふえましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。雇用の流動化が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキングプアに陥っています。</p> <p>低賃金で不安定な仕事にしかつげず、自立できない人がふえており、厚生労働省によれば、2017年の婚姻率は0.49%（推計値）、2016年の出生率は1.44%と、どちらも前年より0.01%落ち込みました。少子高齢化がさらに進み、親の貧困が子供たちの成長、発達を阻害する貧困の連鎖も深刻な社会問題になっています。</p> <p>2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、新潟県で803円、最も低い地方で761円です。毎日フルタイムで働いても月11万円から14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する健康で文化的な最低限の生活はできません。しかも、時間額で224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因になっています。地域経済を再生させる上で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。</p> <p>安倍首相は、最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指すとして、最低賃金の引き上げを進めています。しかし、年3%の引き上げでは、できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指すとした2010年の雇用戦略対話での政労使三者合意を先延ばしするだけです。今すぐ政治的決断で、1,000円以上に引き上げるべきです。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成31年2月19日 文教経済常任委員会
受 理	平成31年2月6日 第532号

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに、公正取引の確立から見ても、最低賃金を最低限の生活を保障する水準に引き上げ、地域間格差を解消し、企業間取引の力関係の中で単価削減、賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、最低賃金の原則として、労働者の生計費と賃金に加えて、先進国では例のない、通常の事業の賃金支払能力が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される指数が地域別のランクづけの判断要素とされ、政府や使用者側は、これを理由に、最低賃金を劣悪な労働条件の多い中小零細企業の労働者との賃金で比較しています。そうした生計費原則を無視した地場賃金を低く抑える動きによって、地域間の賃金格差が固定、拡大され、地域経済の疲弊を深刻化させています。

現行憲法では、「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、政府関係機関に対し意見書を提出するよう陳情いたします。